

## 資料編

### 資料 調査した設立認可法人及び所轄庁の概要

- 学校法人 ..... 111
- 医療法人 ..... 113
- 社会福祉法人 ..... 115
- 健康保険組合 ..... 118
- 厚生年金基金 ..... 120
- 国民年金基金 ..... 122
- 企業年金基金 ..... 124
- 広域臨海環境整備センター ..... 126



●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置きの状況等

資-1

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	評議員(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き				実地調査の受検
						事業報告書	財産目録	賃借対照表	収支計算書	
1	文部科学大臣	14	2	36	○	○	○	○	○	○
2	文部科学大臣	15	2	31	○	○	○	○	○	○
3	文部科学大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○
4	文部科学大臣	14	2	29	○	○	○	○	○	○
5	文部科学大臣	8	2	24	○	○	○	○	○	○
6	文部科学大臣	7	2	14	○	○	○	○	○	○
7	文部科学大臣	11	2	23	○	○	○	○	○	○
8	文部科学大臣	6	2	13	○	×	○	○	○	○
9	文部科学大臣	9	2	19	○	○	○	○	○	○
10	文部科学大臣	8	2	23	○	×	×	×	×	○
11	文部科学大臣	12	2	30	○	○	○	○	○	○
12	文部科学大臣	6	2	12	○	○	○	○	○	○
13	文部科学大臣	7	2	17	○	×	×	×	×	○
14	文部科学大臣	6	2	15	—	○	○	○	○	○
15	文部科学大臣	7	2	22	—	○	○	○	○	○
16	文部科学大臣	6	2	15	—	○	○	○	○	○
17	都道府県知事	5	2	16	○	○	○	○	○	○
18	都道府県知事	10	2	24	○	○	○	○	○	○
19	都道府県知事	5	2	11	○	○	○	○	○	○
20	都道府県知事	7	2	17	○	○	○	○	○	○
21	都道府県知事	5	2	13	○	○	○	○	○	○
22	都道府県知事	9	2	19	—	○	○	○	—	—
23	都道府県知事	6	2	13	○	○	○	○	○	—
24	都道府県知事	5	2	11	○	○	○	○	○	○
25	都道府県知事	6	2	21	○	○	○	○	○	○
26	都道府県知事	7	2	17	○	○	○	○	○	○
27	都道府県知事	6	2	13	○	○	○	○	○	—
28	都道府県知事	7	2	18	—	○	○	○	—	—
29	都道府県知事	6	2	14	○	○	○	○	○	○
30	都道府県知事	15	2	32	○	○	○	○	○	○
31	都道府県知事	5	2	11	—	—	—	—	—	—

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「実地調査の受検」の欄におおいてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

3 「財務諸表等の届出」の欄の「—」は、法人が補助金を受けておらず、所管庁への財務諸表等の提出義務がないものである。

4 「財務諸表等の備置き」の欄の「—」は、法人の認可後、一会計年度を経過していないものである。

5 「実地調査の受検」の欄の「—」の法人は、補助金を受けていないため検査の対象となっていないものである。

6 No.14～16の法人は、補助金を受けていなかっため「財務諸表等の届出」欄は「—」としているが、学部・学科等の認可後、一定期間「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査」を実施し、その中で実地調査を行っているため、「実地調査の受検」欄は「○」と記載している。

7 No.25の法人の評議員数は寄附行為に規定された上限の人数である。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

**【学校法人】**  
＜文部科学省＞

No.	認可の審査基準の定め	審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導
	○	○	○	○	○	○	○

＜都道府県＞

No.	認可の審査基準の定め	審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導
1	○	○	○	×	×	—	○
2	○	○	○	×	×	—	○
3	○	○	○	○	○	×	×
4	○	○	○	○	○	×	○
5	○	○	○	×	—	○	○
6	○	○	○	○	○	—	○
7	○	○	○	×	○	—	○
8	○	○	○	○	○	×	○
9	○	○	○	○	○	—	○
10	○	○	○	○	○	×	○
11	○	○	○	×	○	—	○
12	○	○	○	×	○	—	○
13	○	○	○	○	○	×	○
14	○	○	○	○	○	○	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」と、該当がない場合は「—」としている。

3 「認可の審査基準の定め」欄は、文部科学大臣が策定している基準を用いている都道府県も「○」としている。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置きの状況等

**【医療法人】**

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	社員又は評議員(人)	財務諸表等の備置き							外部監査の活用	立入検査の受検
					財務諸表等の届出書	事業報告書	財産目録	貸借対照表	損益計算書	監事の監査報告書	定款又は寄附行為		
1	厚生労働大臣	10	2	11	○	×	×	×	×	×	×	○	×
2	厚生労働大臣	24	1	11	○	×	×	○	○	○	○	○	×
3	厚生労働大臣	6	2	8	○	○	○	○	○	○	○	○	×
4	厚生労働大臣	10	2	15	○	○	○	○	○	○	○	○	×
5	厚生労働大臣	15	2	6	○	×	○	○	○	○	○	○	×
6	厚生労働大臣	13	2	15	○	×	○	○	○	○	○	○	×
7	厚生労働大臣	8	2	3	○	×	○	○	○	○	○	○	×
8	厚生労働大臣	6	2	15	○	×	○	○	○	○	○	○	×
9	厚生労働大臣	5	1	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	厚生労働大臣	6	2	7	○	×	○	○	○	○	○	○	○
11	厚生労働大臣	6	1	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	厚生労働大臣	7	3	4	○	×	○	○	○	○	○	○	×
13	厚生労働大臣	7	2	20	○	×	○	○	○	○	○	○	×
14	厚生労働大臣	20	2	4	○	×	○	○	○	○	○	○	×
15	厚生労働大臣	6	1	8	○	○	○	○	○	○	○	○	×
16	厚生労働大臣	4	1	4	○	×	○	○	○	○	○	○	×
17	厚生労働大臣	16	2	7	○	○	○	○	○	○	○	○	×
18	厚生労働大臣	8	1	3	○	×	○	○	○	○	○	○	×
19	厚生労働大臣	17	2	6	○	○	○	○	○	○	○	○	×
20	厚生労働大臣	5	1	3	○	×	○	○	○	○	○	○	×
21	厚生労働大臣	4	1	5	○	×	○	○	○	○	○	○	×
22	厚生労働大臣	7	1	2	○	×	○	○	○	○	○	○	×
23	厚生労働大臣	8	1	2	○	×	○	○	○	○	○	○	×
24	厚生労働大臣	4	1	4	○	○	○	○	○	○	○	○	×
25	厚生労働大臣	3	1	3	○	×	○	○	○	○	○	○	×
26	厚生労働大臣	4	1	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	厚生労働大臣	5	1	3	○	×	○	○	○	○	○	○	×
28	厚生労働大臣	5	2	5	○	×	○	○	○	○	○	○	×
29	厚生労働大臣	3	1	4	○	×	○	○	○	○	○	○	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「外部監査の活用」、「立入検査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

3 No.9及び26の法人の「ー」は、「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」及び「外部監査の活用」の状況を確認できなかつたことを示す。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

**【医療法人】**

<本省>	
認可の審査基準の定め	審査基準の公表
厚生労働省本省	○

<地方厚生(支)局>	
指導監督基準の定め(地方厚生(支)局独自のもの)	指導監督基準の公表
東北厚生局	×
関東信越厚生局	×
東海北陸厚生局	×
近畿厚生局	○
中国四国厚生局	×
四国厚生支局	×
九州厚生局	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」と、該当のない場合は「ー」としている。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置きの状況等

### 【社会福祉法人】

No.	所轄庁	区分	理事(人)	監事(人)	財務諸表等の備置き					積立金の使途に関する計画の策定	外部監査の活用
					財務諸表等の届出の有無	事業報告書	財産目録	貸借対照表	収支計算書	監事の意見を記載した書面	
1	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	×	×	×	×	×	○
2	厚生労働大臣	児童系	7	2	○	○	○	○	○	○	×
3	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	○	○	○	○	○	×
4	厚生労働大臣	児童系	10	2	○	○	○	○	○	○	○
5	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	○	○	○	○	○	×
6	厚生労働大臣	児童系	7	2	○	○	○	○	○	○	○
7	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	×	×	×	×	○	×
8	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	○	○	○	○	○	×
9	厚生労働大臣	児童系	10	2	○	—	—	—	—	○	○
10	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	○	○	○	○	○	×
11	厚生労働大臣	児童系	8	2	○	○	○	○	○	○	×
12	厚生労働大臣	老人系	9	2	○	○	○	○	○	○	×
13	厚生労働大臣	老人系	10	2	○	—	—	—	—	○	×
14	厚生労働大臣	老人系	10	2	○	○	○	○	○	○	×
15	厚生労働大臣	老人系	8	2	○	×	×	○	○	○	×
16	厚生労働大臣	老人系	13	2	○	○	○	○	○	○	×
17	厚生労働大臣	老人系	9	2	○	○	○	○	○	○	×
18	厚生労働大臣	老人系	7	2	○	×	×	○	○	○	○
19	厚生労働大臣	老人系	7	2	○	—	—	—	—	○	×
20	厚生労働大臣	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×
21	厚生労働大臣	老人系	7	2	○	○	○	○	○	○	×
22	厚生労働大臣	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×
23	厚生労働大臣	老人系	11	2	○	○	○	○	○	○	×
24	厚生労働大臣	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×
25	厚生労働大臣	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×
26	厚生労働大臣	老人系	6	2	○	×	○	○	○	○	○
27	厚生労働大臣	老人系	7	2	○	○	○	○	○	○	○

No.	所轄庁	区分	理事(人)	監事(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き				積立金の使途に関する計画の策定	外部監査の活用
						事業報告書	財産目録	貸借対照表	収支計算書		
28	厚生労働大臣	老人系	8	2	○	○	○	○	○	×	○
29	厚生労働大臣	障害者系	10	2	○	○	○	○	○	○	×
30	厚生労働大臣	障害者系	8	2	○	×	×	×	×	×	×
31	厚生労働大臣	障害者系	11	2	○	○	○	○	○	○	×
32	厚生労働大臣	障害者系	6	2	○	×	○	○	×	○	○
33	厚生労働大臣	障害者系	10	2	○	—	—	—	—	○	×
34	厚生労働大臣	障害者系	6	2	○	×	×	×	×	○	×
35	厚生労働大臣	障害者系	6	2	○	○	○	○	○	○	×
36	都道府県知事	老人系	12	2	○	×	×	×	×	○	×
37	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×
38	都道府県知事	老人系	10	2	○	○	○	○	○	○	×
39	都道府県知事	老人系	7	2	○	—	—	—	—	—	—
40	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×
41	都道府県知事	老人系	6	2	○	×	×	×	○	○	×
42	都道府県知事	老人系	6	2	○	—	—	—	—	○	×
43	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	○
44	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×
45	都道府県知事	老人系	7	2	○	○	○	○	○	○	×
46	都道府県知事	老人系	6	2	○	—	—	—	—	—	—
47	都道府県知事	老人系	6	2	○	×	×	×	○	○	×
48	都道府県知事	老人系	7	2	○	○	○	○	○	○	○
49	都道府県知事	老人系	7	2	○	○	○	○	○	○	×
50	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	×	×	○	○	×
51	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×
52	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「積立金の使途に関する計画の策定」、「外部監査の活用」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

3 「財務諸表等の備置き」の欄の「—」は、今回の調査において、備置きの状況を確認することができなかつたものを示す。

4 「児童系」とは保育所等の経営を行なう法人、「老人系」とは養護老人ホーム等の経営を行なう法人、「障害者系」とは障害者支援施設等の経営を行なう法人を示す。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

**【社会福祉法人】**

<本省>

No.	認可の審査基準の定め	審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務情報等の備置きの確認	監事監査に係る指導
厚生労働省本省	○	○	○	○	○	○	○

<地方厚生局>

認可の審査基準の定め(地方厚生局独自のもの)	審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め(地方厚生局独自のもの)	指導監督基準の公表	財務情報等の備置きの確認	監事監査に係る指導
北海道厚生局	×	—	○	×	×	○
東北厚生局	×	—	○	×	—	○
関東信越厚生局	×	—	○	×	—	○
東海北陸厚生局	×	—	○	×	—	○
近畿厚生局	×	—	○	×	—	○
中国四国厚生局	×	—	○	×	—	○
九州厚生局	×	—	○	×	—	○

<都道府県>

No.	認可の審査基準の定め	審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務情報等の備置きの確認	監事監査に係る指導
1	×	—	○	×	—	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○
3	×	—	○	○	×	—	○
4	×	—	×	○	—	○	○
5	○	○	○	○	○	×	○
6	×	—	×	×	—	○	○
7	○	×	○	○	—	○	○
8	×	—	○	○	×	○	○
9	×	—	×	○	—	○	○
10	×	—	×	×	—	○	○
11	×	—	×	○	○	×	○
12	○	○	○	○	○	×	○
13	○	○	○	○	○	×	○
14	○	—	○	○	○	○	○
15	×	—	○	○	—	○	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」と、該当のない場合は「—」としている。

3 指導監督基準の策定及び公表は、行政手続法等に基づく義務とされているものではない。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置きの状況等

**【健康保険組合】**

資-4

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	組合会員(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き				財産目録	実地監査の受検
						収入支出法算表(その1～7)	病院診療支収入決算要表	直當保養支収入概要表	損益計算書(一般勘定)		
1	厚生労働大臣	4	2	10	○	○	○	○	○	○	○
2	厚生労働大臣	8	2	20	○	○	○	○	○	○	○
3	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○
4	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○
5	厚生労働大臣	10	2	22	○	○	○	○	○	○	○
6	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○
7	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○
8	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○
9	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○
10	厚生労働大臣	8	2	20	○	○	○	○	○	○	○
11	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○
12	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○
13	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○
14	厚生労働大臣	8	2	20	○	○	○	○	○	○	○
15	厚生労働大臣	6	2	16	○	○	○	○	○	○	○
16	厚生労働大臣	10	2	22	○	○	○	○	○	○	○
17	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○
18	厚生労働大臣	8	2	20	○	○	○	○	○	○	○
19	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○
20	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○
21	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○
22	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○
23	厚生労働大臣	14	2	6	○	○	○	○	○	○	○
24	厚生労働大臣	10	2	22	○	○	○	○	○	○	○
25	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○
26	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○
27	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○
28	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○
29	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○
30	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○
31	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「実地監査の受検」の欄の「○」は、それぞれの事項が「有」であることを示す。

3 No.27の法人の「-」は、「財務諸表等の備置き」の状況を確認できなかつたものを示す。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

**【健康保険組合】**

<本省>

	設立・規約変更の認可に係る審査基準の定め	設立・規約変更の認可に係る審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導
厚生労働省本省	○	○	—	○	○	—	○

<地方厚生(支)局>

	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準	認可に係る標準処理期間の定め	指導監督基準の定め(支)局独自のもの	指導監督基準の定め(支)局独自のもの	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導
北海道厚生局	—	—	—	×	×	×	○
東北厚生局	—	—	—	×	×	○	○
関東信越厚生局	—	—	—	×	×	×	○
東海北陸厚生局	—	—	—	×	×	○	○
近畿厚生局	—	—	—	×	×	○	○
中国四国厚生局	—	—	—	×	×	×	○
四国厚生支局	—	—	—	×	×	○	○
九州厚生局	—	—	—	×	×	×	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「×」と、「無」の場合は「○」としている。

3 <本省>の「財務諸表等の備置きの確認」の欄については、本省で監査を実施しないため(地方厚生(支)局で監査を実施のため)「—」と表記している。

4 <本省>の「認可に係る標準処理期間の定め・公表」、<地方厚生(支)局>の「地方厚生(支)局への認可に係る標準処理期間の定め・公表」、<地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の公表」については、健康保険組合は、行政手続法第4条第2項により、同法第5条が適用されないため「—」としている。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置きの状況等

資-5

**【厚生年金基金】**

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	代議員(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き			外部監査の活用	実地監査の実地検受検
						貸借対照表	損益計算書	業務報告書		
1	厚生労働大臣	21	2	45	○	○	○	○	○	×
2	厚生労働大臣	14	2	32	○	×	×	×	×	○
3	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	×	×	○
4	厚生労働大臣	16	2	34	○	○	○	○	×	○
5	厚生労働大臣	12	2	30	○	×	×	×	×	○
6	厚生労働大臣	10	2	22	○	×	×	×	×	○
7	厚生労働大臣	8	2	16	○	○	○	○	○	○
8	厚生労働大臣	8	2	23	○	×	×	○	○	○
9	厚生労働大臣	12	2	28	○	○	○	○	○	○
10	厚生労働大臣	16	2	33	○	×	×	○	○	○
11	厚生労働大臣	10	2	22	○	×	×	○	○	○
12	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	○	○	○
13	厚生労働大臣	8	2	20	○	×	×	○	○	○
14	厚生労働大臣	10	2	22	○	×	×	○	○	○
15	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	○	○	○
16	厚生労働大臣	10	2	22	○	○	○	○	○	○
17	厚生労働大臣	4	2	12	○	×	×	○	○	○
18	厚生労働大臣	8	2	17	○	×	×	○	○	○
19	厚生労働大臣	8	2	20	○	×	×	○	○	○
20	厚生労働大臣	8	2	16	○	×	×	○	○	○
21	厚生労働大臣	6	2	14	○	×	×	○	○	○
22	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	○	○	○
23	厚生労働大臣	16	2	6	○	×	×	○	○	○
24	厚生労働大臣	4	2	10	○	×	×	○	○	○
25	厚生労働大臣	10	2	22	○	×	×	○	○	○
26	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	○	○	○
27	厚生労働大臣	7	2	17	○	○	○	○	○	○
28	厚生労働大臣	4	2	10	○	×	×	○	○	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「外部監査の活用」及び「実地監査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」と  
している。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

**【厚生年金基金】**

<本省>		設立・規約 変更の認可 に係る審査 基準の定め	設立・規約 変更の認可 に係る審査 基準の定め	認可に係る 標準処理期 間の定め・公 表	指導監督基 準の定め	指導監督基 準の公表	財務諸表等 の備置きの 確認	監事監査に 係る指導 監査に 係る指導	法人の監事 に対する研 修	法人の監事 に対する研 修	法人における業務運営の 自主点検に資する点検 シート等の作成
厚生労働省本省	○	—	○	—	○	○	—	○	○	○	×
<地方厚生(支)局>											
地方厚生 (支)局長に 委任された 規約変更の 認可に係る 審査基準の 定め	地方厚生 (支)局長に 委任された 規約変更の 認可に係る 審査基準の 公表	地方厚生 (支)局長に 委任された 規約変更の 認可に係る 審査基準の 公表	地方厚生 (支)局長に 委任された 規約変更の 認可に係る 審査基準の 公表	認可に係る 標準処理期 間の定め・公 表	指導監督基 準の定め(地 方厚生(支) 局独自のも の)	指導監督基 準の公表 (地方厚生 (支)局独自 のもの)	財務諸表等 の備置きの 確認	監事監査に 係る指導 監査に 係る指導	法人の監事 に対する研 修	法人の監事 に対する研 修	法人における業務運営の 自主点検に資する点検 シート等の作成
北海道厚生局	—	—	—	—	—	—	—	×	○	○	×
東北厚生局	—	—	—	—	—	—	—	×	○	○	○
関東信越厚生局	—	—	—	—	—	—	—	×	○	○	○
東海北陸厚生局	—	—	—	—	—	—	—	×	○	○	○
近畿厚生局	—	—	—	—	—	—	—	×	○	○	○
中国四国厚生局	—	—	—	—	—	—	—	×	○	○	○
四国厚生支局	—	—	—	—	—	—	—	×	○	○	×
九州厚生局	—	—	—	—	—	—	—	×	○	○	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

3 <本省>の「財務諸表等の備置きの確認」の欄については、本省で監査を実施しないため(地方厚生(支)局で監査を実施のため)「—」としている。

4 <本省>の「認可に係る標準処理期間の定め・公表」、<地方厚生(支)局>の「地方厚生(支)局に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め」及び「地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の公表」については、厚生年金基金は、行政手続法第4条第2項により、同法第5条が適用されないため「—」としている。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置きの状況等

資-6

【国民年金基金】

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	代議員(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き				外部監査の活用	実地監査の受検
						貸借対照表	損益計算書	業務報告書	監事の意見		
1	厚生労働大臣	6	2	12	○	○	○	○	○	×	○
2	厚生労働大臣	6	2	10	○	×	×	×	×	×	○
3	厚生労働大臣	10	2	16	○	×	×	×	×	×	○
4	厚生労働大臣	15	2	24	○	×	×	×	×	×	○
5	厚生労働大臣	6	2	10	○	×	×	×	×	○	○
6	厚生労働大臣	12	2	24	○	×	×	×	×	○	○
7	厚生労働大臣	6	2	18	○	×	×	×	×	○	○
8	厚生労働大臣	6	2	16	○	○	○	○	○	×	○
9	厚生労働大臣	6	2	10	○	○	○	○	○	○	○
10	厚生労働大臣	9	2	12	○	×	×	×	×	○	○
11	厚生労働大臣	6	2	10	○	○	○	○	○	○	○
12	厚生労働大臣	6	2	10	○	○	○	○	○	○	○
13	厚生労働大臣	6	2	10	○	○	○	○	○	○	○
14	厚生労働大臣	6	2	10	○	×	×	×	×	○	○
15	厚生労働大臣	6	2	10	○	×	×	×	×	○	○
16	厚生労働大臣	9	2	15	○	×	×	×	×	○	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「外部監査の活用」及び「実地監査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」と  
している。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

**【国民年金基金】**

〈本省〉	設立・規約変更の認可に係る審査基準の定め	設立・規約変更の認可に係る審査基準の定め	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務諸表等の備置きの確認の認	監事監査に係る指導	法人の監事に對する研修	法人における業務運営の自主点検シート等の作成
厚生労働省本省	○	○	—	○	○	—	○	×	×

〈地方厚生(支)局〉	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め(地方厚生(支)局独自のもの)	指導監督基準の定め(地方厚生(支)局独自のもの)	財務諸表等の備置きの確認の認	監事監査に係る指導	法人の監事に對する研修	法人における業務運営の自主点検シート等の作成
北海道厚生局	—	—	—	×	×	○	○	×	×
東北厚生局	—	—	—	×	×	○	○	×	×
関東信越厚生局	—	—	—	×	×	○	○	×	○
東海北陸厚生局	—	—	—	×	×	○	○	×	×
中国四国厚生局	—	—	—	×	×	○	○	×	×
四国厚生支局	—	—	—	×	×	○	○	×	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」としている。

3 <本省>の「財務諸表等の備置きの確認」の欄については、本省で監査を実施しないため(地方厚生(支)局で監査を実施のため)「—」としている。  
 4 <本省>の「認可に係る標準処理期間の定め・公表」、<地方厚生(支)局>の「地方厚生(支)局に委任された規約変更の認可に係る審査基準の公表」については、国民年金基金は、行政手続法第4条第2項により、同法第5条が適用されないため「—」としている。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置きの状況等

資-7

**【企業年金基金】**

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	代議員(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き 確定給付企業年金の 事業及び決算に関する 報告書	外部監査の活用	書面監査の受検	実地監査の受検
1	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	○	○
2	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	○	○
3	厚生労働大臣	6	2	16	○	×	×	×	×
4	厚生労働大臣	8	2	20	○	○	○	○	○
5	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	×	○	×
6	厚生労働大臣	6	2	12	○	○	×	○	○
7	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	×	○	○
8	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	×	×	×
9	厚生労働大臣	6	2	18	○	○	×	×	×
10	厚生労働大臣	12	2	32	○	○	×	○	○
11	厚生労働大臣	8	2	24	○	×	×	×	×
12	厚生労働大臣	8	2	20	○	×	×	×	×
13	厚生労働大臣	8	2	14	○	×	×	○	○
14	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	×	○	○
15	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	×	○	○
16	厚生労働大臣	6	2	13	○	○	×	○	○
17	厚生労働大臣	8	2	20	○	×	×	○	○
18	厚生労働大臣	12	2	26	○	×	○	×	○
19	厚生労働大臣	6	2	14	○	×	×	○	○
20	厚生労働大臣	6	2	8	○	×	×	○	○
21	厚生労働大臣	4	2	8	○	×	○	○	○
22	厚生労働大臣	6	2	14	○	×	○	○	○
23	厚生労働大臣	6	2	12	○	×	○	○	○
24	厚生労働大臣	4	2	12	○	×	○	○	○
25	厚生労働大臣	6	2	14	○	×	○	○	○
26	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	×	○	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「外部監査の活用」、「書面監査の受検」及び「実地監査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合  
は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

**[企業年金基金]**

<本省>	設立・規約変更の認可に係る審査基準の定め	設立・規約変更の認可に係る審査基準の公表	設立・規約変更の認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務諸表等の備置きの確認の認	監事監査に係る指導	法人の監事に対する研修	法人における業務運営の自主点検に資する点検シート等の作成
厚生労働省本省	○	○	○	○	○	—	○	×	×

<地方厚生(支)局>	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の公表	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の公表	指導監督基準の定め(地方厚生(支)局独自のもの)	指導監督基準の公表(地方厚生(支)局独自のもの)	財務諸表等の備置きの確認の認	監事監査に係る指導	法人の監事に対する研修	法人における業務運営の自主点検に資する点検シート等の作成
北海道厚生局	×	×	○	×	×	○	○	×	×
関東信越厚生局	×	×	○	×	×	○	○	×	○
東海北陸厚生局	×	×	×	×	×	○	○	×	○
九州厚生局	×	×	×	×	×	○	○	×	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。  
3 <厚生労働省本省>の「財務諸表等の備置きの確認」の欄にについては、本省で監査を実施しないため(地方厚生(支)局で監査を実施のため)「—」としている。

●調査した設立認可法人の役員数、財務諸表等の届出の状況等

資一8

【広域臨海環境整備センター】

	所轄庁	管理委員会委員(人)	理事(人)	監事(人)	監事(人)	貸借対照表	損益計算書	事業報告書	監事の意見書	外部監査の活用	外部監査の立入検査の受検
大阪湾広域臨海環境整備センター	国土交通省・環境省	8	17	2	○	○	○	○	○	○	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。  
2 「財務諸表等の届出」、「外部監査の活用」及び「立入検査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

●所轄庁の認可の審査基準の定め・公表等の状況

【広域臨海環境整備センター】

	認可の審査基準の定め・認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	監事監査に係る指導
国土交通省	—	—	—	×
環境省	—	—	—	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「認可の審査基準の定め」、「審査基準の公表」及び「認可に係る標準処理期間の定め・公表」については、広域臨海環境整備センターは、行政手続法第4条第2項により、同法第5条が適用されないため「—」としている。

3 「指導監督基準の定め」及び「監事監査に係る指導」の欄の「×」は、それぞれの事項が「無」であることを示す。